

○中小企業大学校研修事業助成金運用方針

(商工労働観光課商工労政係担当)

1. 派遣対象事業

ア. 中小企業大学校の研修事業とする。

2. 派遣対象者

ア. 商工業に携わる者。

イ. 過去に本事業で助成金の交付を受けている者は対象外とする。

3. 事業対象経費

ア. 対象経費は、中小企業大学校の研修受講費

4. 助成金額

ア. 事業対象経費の3分の2以内、助成金額は、2万5千円を限度に助成する。

イ. 助成金額は、1千円未満は切捨てて算出する。

5. 事業報告

ア. 研修の内容や感想、今後の抱負などを1,600～2,000字(400字詰原稿用紙4～5枚)程度にまとめて研修レポートを提出すること。

イ. 同一の研修に2名以上参加した場合でも、参加者それぞれ別に研修レポートを提出すること。